

わたしたちのまちの 福祉サービス



成田市観光キャラクター
うなりくん
©成田市2009



作成者及び問い合わせ先

成田市福祉部 高齢者福祉課

TEL 0476-20-1537

FAX 0476-24-2367

E-mail kofuku@city.narita.chiba.jp

URL <https://www.city.narita.chiba.jp>

生きがいをもって 元気に暮らすために

●赤坂ふれあいセンター●

赤坂ふれあいセンターは、高齢者のみなさんの「生きがいづくり」や市民同士の世代を超えた「ふれあいづくり」のための場所です。市主催のシニア教養講座の会場や、シニアサークルの活動の場などとして利用されています。（事前の団体登録が必要です。）

所在地 成田市赤坂2丁目1番地14
ボンベルタ百貨店アネックス館B棟2階

開館日 年末年始を除く毎日

開館時間 午前9時から午後9時
（予約が無い場合は、午後7時で閉館）

赤坂ふれあいセンター
TEL 0476-26-0236



●敬老祝いの金の贈呈●

祝いを贈呈し、長寿をお祝いします。

対象 贈呈する年の**9月15日現在**において、引き続き**1年以上**本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている方

金額	88歳	30,000円
(年齢は満年齢)	100歳	80,000円

※対象者に対しては書面にて通知し、口座振込依頼書の提出によってご指定をいただいた本人の口座に入金し、贈呈に代えさせていただきます。祝いは基準日の9月15日以降に順次振込します。

●喜寿記念品の贈呈●

喜寿(数え77歳)を迎えられた方に、記念写真を撮影し、額に入れて贈呈します。

対象者には、往復はがきで通知し、撮影の希望の有無を確認します。

対象 **今年数え77歳を迎え、9月1日現在**において、本市に居住している方
高齢者福祉課

TEL 0476-20-1537

●シルバー人材センター●

シルバー人材センターの会員が、清掃や宛名書き、草取り、庭木のせん定、簡単な大工仕事など、**企業や家庭からの仕事を引き受けます**。また、毎月最終水曜日には、同センターにて入会説明会を行っています。

会員 おおむね**60歳以上**の健康で働く意欲のある方

会費 年3,000円

※業務の依頼は、会員でなくても利用できます。

料金は、依頼業務内容により異なります。

公益社団法人 成田市シルバー人材センター
TEL 0476-36-6161

●高齢者クラブ●

高齢者クラブは健康で豊かな老後を過ごすため、また、家庭や地域で役立つための様々な活動を行っています。現在、**市内には約80の高齢者クラブ**があります。入会を希望する場合は、既会員の方を通じて加入するか、お近くに高齢者クラブがあるか分からない場合は、下記までご相談ください。お近くの高齢者クラブをお探しいたします。

成田市高齢者クラブ連合会
TEL 0476-37-3227
赤坂ふれあいセンター内

●生涯大学院●

高齢者の学習意欲の高まりに対応し、**本市に住民登録し居住している60歳以上（4月1日時点）**の方を対象に生涯大学院（3年制）を開設しています。毎年3月に次年度入学希望者の申し込み受付を行っています。

所在地 成田市囲護台1385-6

電話番号 0476-20-3339

生涯学習課

TEL 0476-20-1583



安心して快適に 暮らすために (独居・高齢者世帯)

● 配食サービス ●

毎日、栄養のバランスのとれた食事（昼食）をお届けすると共に、安否の確認を行います。

利用できる方 自力で食事の調理が困難なおおむね**65歳以上**の一人暮らし、または高齢者世帯（日中独居・日中高齢者世帯含む）で、週1日以上継続して配食を希望する世帯の方。（他の世帯員又は本市に居住する扶養義務者から食事の提供を受けられる方を除く）

配食日 毎日（1月1日～3日を除く）のお昼

利用料 1食300円

● 福祉電話の貸与 ●

近隣に扶養義務者のいない一人暮らし、または高齢者世帯で、経済的に電話を設置することが困難かつ、携帯電話を所持していない世帯を対象に、安否確認などのために福祉電話を貸与します。

利用できる方 近隣に扶養義務者のいない**65歳以上**の一人暮らし、または高齢者世帯で、**市民税所得割非課税世帯**

● 寝具乾燥サービス ●

寝具を自然乾燥させることが困難な方を対象に、専門業者が自宅に伺い寝具の乾燥を行います。

利用できる方 おおむね**65歳以上**の一人暮らしの方など。

利用回数 月1回 **利用料** 無料

※専用車両（トラック）が自宅付近に出入りし、電源プラグを使用します。

● 緊急通報装置 ●

自宅での急病や事故の際、発信機のボタンを押すだけで、協力員への連絡や救急車の手配など迅速かつ適切に対応します。固定型か携帯型を選択し、固定型はオプションで安否確認センサーの利用ができます。（※固定型は電話回線が必要、固定・携帯型ともに在宅時専用です。）

利用できる方 **65歳以上**の一人暮らし、または高齢者世帯。（日中高齢者のみとなる世帯を含む）

利用料 無料。ただし、市民税所得割課税世帯は、レンタル料月額1,000円（安否確認センサー利用世帯は+150円）+消費税
※毎年利用料の見直しが行われます。

● 独居高齢者の見守り支援 ●

孤独感の解消と安否の確認のための見守り支援事業として、次のいずれかを利用することができます。

見守り支援の種類

- ①乳酸菌飲料を2週間に1回配達
- ②毎日定時に自動音声による電話連絡を行い、結果を家族などにお知らせ

利用できる方 **70歳以上**の一人暮らし（親族が同一敷地内にいる場合を除く）で、継続して見守りを希望し、配食サービスやデイサービス・ホームヘルプサービスなどを週1回以上利用していない方。

利用料 無料

● 火災報知器の設置 ●

火災報知器をお住まいの住宅の寝室や寝室に続く階段に設置します。（設置していない住宅が対象）

利用できる方 **65歳以上**の一人暮らし、または高齢者世帯で、取り付ける住宅の所有者。

設置料 無料。ただし、**市民税所得割課税世帯**は、2,500円+消費税

● あんしん見守りネットワーク ●

市及び地域包括支援センターを中心として、地域協力員、協力事業者及び実施機関との連携による高齢者等の見守りのネットワークの構築を図り、高齢者等の日常の異変を発見したときに迅速に対応できる体制づくりをしています。

高齢者福祉課
TEL 0476-20-1537



● 独居高齢者ふれあい訪問等サービス ●

各地区の地区社会福祉協議会が、毎月1回、給食等のサービスを実施し、孤独感を解消させ、地域社会との交流を深めるとともに、安否の確認を行います。

利用できる方 **65歳以上**の一人暮らしの方

利用料 無料

利用方法 お住まいの地区の社会福祉協議会もしくは民生委員に申し出をする。

成田市社会福祉協議会
TEL 0476-27-7755

在宅での介護を 応援します

●福祉手当●

●ねたきり高齢者福祉手当

ねたきりで日常生活に介助を要する状態がおおむね6ヵ月以上続いている方（**65歳以上**）で在宅の方に、**月額13,000円**を支給します。

●重度認知症高齢者介護手当

重度の認知症により日常生活を営むのに常時介護を要する状態が6ヵ月以上続いている方（**65歳以上**）で在宅の方の介護者に、**月額13,000円**を支給します。

●高齢者及び障害者介護者手当

3年以上市内に居住し、おおむね6ヵ月以上ねたきり、または重度の認知症により在宅で家族等による介護を受けている方（**65歳以上**）に、**月額12,000円**を支給します。

※高齢者本人の**市町村民税所得割額が年額16万円以上**の場合は対象外です。すでに受給している方は、その年の8月から翌年7月までの間は手当が支給停止となります。

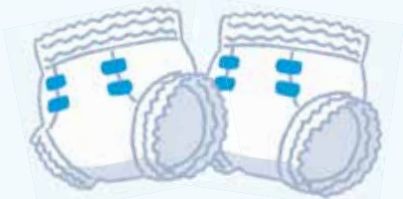
●紙おむつの給付●

在宅で紙おむつを使用している対象者に、市で定める品目・枚数を宅配します。

対象者 **65歳以上**のねたきり、または認知症等の方（介護認定の調査状況により判定）

利用料 無料

支給方法 2か月に一度、偶数月に配布



●障害者控除対象者認定書●

65歳以上の方で以下に該当する方は、市長の認定を受けることで税法上の障害者控除の対象となります。市で税申告用の認定書を発行します。

対象者 **65歳以上**で、以下に該当する方

- ①介護保険法の認定を受け、身体もしくは知的障害の基準に準ずる障害のある方
- ②おおむね6ヵ月以上重度の寝たきり状態の方

控除の種類 障害者控除、特別障害者控除

●住宅改造費の助成●

市税の滞納のない方で、介護が必要な高齢者の住宅改造費を助成します。（**介護保険の住宅改修費が優先されます。**）

利用できる方 介護保険法の認定を受けている方

助成額 市民税所得割非課税世帯 500,000円以内
市民税所得割課税世帯 266,000円以内
（課税世帯における補助率は対象工事額の3分の2）

●徘徊高齢者等家族支援サービス●

認知症等により徘徊が著しい高齢者を**早期発見・保護**するため、GPS システムを利用した探索機器を貸与し、徘徊時に位置情報を送信します。

利用できる方 介護保険法の認定を受けており、かつ、在宅で著しい徘徊行動がある方

利用料 基本料金 月額500円
情報料 1回200円（インターネット利用の場合は、月2回までは無料。3回目以降100円）
現場急行料 1回10,000円
※金額には、それぞれ別途消費税がかかります。

●成田市徘徊高齢者早期発見ステッカー●

認知症などによる行方不明者の早期発見や身元確認のため、市では履物のかかとやつま先に貼る反射シール状のステッカーを交付します。

利用できる方 認知症などのため行方不明になる恐れのある市内在住の65歳以上の方

利用料 無料

高齢者福祉課
Tel 0476-20-1537

●福祉カーの貸し出し●

高齢者および障がい者等の外出・通院などに、車イス、または簡易ベッドのまま乗り降りができるリフト付ワゴン車を貸し出します。（運転手はつきません。）

利用できる方 高齢者および障がい者とその家族

利用料 無料（ガソリン代自己負担）

貸出期間 3日以内（年末年始・メンテナンス日を除く）
※利用日の3日前までに申請



障がい者福祉課
Tel 0476-20-1539

●介護者教室●

医師、訪問看護師、理学療法士等が講師となり、適切な介護知識・技術の習得などにより、介護者自身を支援する教室を開催します。開催は広報などでお知らせします。

●認知症家族の集い●

地域包括支援センターや成田市認知症家族の会（オアシスの会）の協力のもと、認知症の方を抱える家族などを対象に、情報交換や意見交換のための集いを成田市保健福祉館で開催します。開催は広報などでお知らせします。
※月1回開催

●もの忘れ相談●

もの忘れが気になる方、認知症の方やそのご家族に対して、専門医（精神科・神経内科）が相談に応じます。事前に予約が必要です。開催は広報などでお知らせします。
※年度内10回開催

介護保険課

TEL 0476-20-1545

●SOSネットワーク●

認知症等による行方不明者をコンビニエンスストアやタクシー会社等の協力機関に通報し、早期発見につとめます。

成田警察署

高齢者福祉課

TEL 0476-27-0110 **TEL 0476-20-1537**



オレンジスマイルなりた

（認知症初期集中支援チーム）
があなたとご家族をサポートします。



認知症になっても
住み慣れた地域で暮らし続けるために

●認知症初期集中支援チームとは？

医療・介護の専門職がチームとなり、認知症や認知症の疑いのある方のご家庭に訪問し、適切な医療・介護サービスにつなげるための支援を行います。

●対象となる人

40歳以上の市民で自宅で生活をしており、認知症や認知症の疑いのある方で、以下のいずれかに該当する方。

- 認知症の診断を受けていない方、または治療を中断している方。
- 介護保険サービスを利用していない方、または利用を中断している方。
- 認知症による症状が強く、対応に困っている方。

●どのようなことをしてくれるの？

チーム員である看護師や介護支援専門員がご自宅を訪問し、認知機能の低下による生活上の問題点を確認し、生活環境の改善やケアについてのアドバイス、地域の社会資源の情報提供、適切な医療や介護へつなげるために一定期間（最長6カ月）集中的な支援を実施します。

●実施主体

市が実施しますが、成田市では「成田訪問看護ステーション玲光苑」に事業を委託して実施します。

◆相談窓口はこちら◆

お住いの地区を担当している成田市地域包括支援センターへご連絡下さい。

※成田市地域包括支援センターについては9～10ページ参照。

介護保険課

TEL 0476-20-1545

健康で自立した 生活を送るために

● はり・きゅう・マッサージ等施設利用券 ●

市税の滞納がない方に、はり・きゅう・マッサージ・あん摩・指圧の施術費の一部を助成しています。対象となる年齢は次のとおりです。申請月から年度末までの月分をまとめて交付します。

- 対 象** 申請日現在に60歳以上となる方
- 交付枚数** 月2枚の割合で、申請月から当該年度末までの月分を交付します。(最大24枚)
- 助 成 額** 1回1,000円 使用期限 該当年度末
- 施 術 所** 成田市指定の施術所をご利用できます。(施術所一覧は、市HPまたは高齢者福祉課にて配付)

高齢者福祉課
TEL 0476-20-1537



● 成田おたすけ隊 ●

日常生活を営む上で一時的に支障がある方を、市民同士の助け合いでサポートする、住民参加型の有料在宅福祉サービスです。

- 内 容** 家事援助・通院等外出の付き添いなど
- 会 費** 利用会員 年1,000円 協力会員 無料
- 利 用 料** 1時間700～800円(基本料金)
- 利用時間** 午前7時～午後9時

成田市社会福祉協議会ボランティアセンター
TEL 0476-27-8010

● 福祉用具貸出事業 ●

高齢者等の社会参加を促進するために福祉用具を貸出します。

- 利用できる方** 市内に在住で、一時的に車イスを必要とする方。
- 貸与品目** 車イス **利 用 料** 無料
- 貸出期間** 1ヵ月以内

成田市社会福祉協議会
TEL 0476-27-7755

● 成田市オンデマンド交通 (実証実験運行) ●

高齢者の通院や買い物の他、気軽に外出できる機会を増やすための交通手段として、乗合型の車両を運行しています。時刻表や決まった路線はなく自宅の最寄りの乗降場から、市内の病院やショッピングセンター、市役所や保健福祉館などの公共施設を、片道500円で結びます。乗合いのため、大きなお荷物を載せたり、車両のトランクを利用する事は出来ません。

利用できる方 70歳以上で、自ら車両の乗り降りができる方(事前登録制)

運 行 日 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)

運行時間 午前7時30分(最初に乗る方の時間)から午後5時30分(最後に降りる方の時間)

予約受付 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前8時から午後5時まで

オンデマンド交通専用ダイヤル
(0476-24-0080)へ電話

利用者登録 オンデマンド交通専用ダイヤルに電話で登録、または、成田市高齢者福祉課、下総支所・大栄支所にある利用者登録票に記入

利用予約 利用日の7日前から、乗車を希望する30分前までに電話予約

利 用 料 一人一回あたり500円(片道)

高齢者福祉課
TEL 0476-20-1537
予約専用ダイヤル
TEL 0476-24-0080



● 移送サービス ●

一人で外出できない高齢者等を対象に、自宅から医療機関等の目的地まで自動車で送迎します。

利用できる方 介護保険法の認定を受けている方。または、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を持っている一人で外出が困難な方。あらかじめ社会福祉協議会に会員登録が必要です。

会 費 年2,400円

利 用 料 成田市内 …………… 500円
(往復料金) 近隣市町村 …………… 700円
(※成田市から2km以内の場合は500円)
その他の地域(30km以内) … 1,500円

成田市社会福祉協議会ボランティアセンター
TEL 0476-27-8010

高齢者の権利を守るために

●成年後見制度●

認知症などで判断能力が不十分な方が、一方的に不利な契約等を結ばないように、成年後見人等が、ご本人の不十分な判断能力を補い、財産や権利を保護し、生活を支援する制度です。

●法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法的に支援する制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度があります。

【相談・申立】 千葉家庭裁判所 佐倉支部

TEL 043-484-1243

●任意後見制度

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務など）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。

【相談・問合せ】 成田公証役場

TEL 0476-22-1035



●福祉サービス利用援助事業 （日常生活自立支援事業）●

福祉サービスの手続、公共料金や家賃などの支払などをご自分ですることに不安がある場合、生活支援員を派遣してお手伝いをします。また、通帳や印鑑などの管理が不安な場合は、お預かりし保全を行います。

利用できる方 **高齢者や知的障がい者、精神障がい者等**で判断能力が不十分な方

会 費 年3,600円

利 用 料 ①生活支援員の派遣＝1時間1,000円
（以降30分ごとに500円加算）

※上記の料金に別途、支援員の交通費がかかります。

・30分以上＝500円

・1時間以上＝一律1,000円

（ともに往復料金）

②保全サービス（通帳管理など）
年3,000円

成田市社会福祉協議会

TEL 0476-27-7755

●成年後見制度利用支援事業●

法定後見制度の利用が必要と思われる方で、申立を行う親族がいない場合、**市長による申立**を行います。また、その方の収入や財産状況に応じ、**後見人等の報酬の全部または一部を扶助**します。

高齢者福祉課

TEL 0476-20-1537



介護予防と介護サービス

●認知症サポーター養成講座●

認知症の正しい知識や接し方について学ぶ講座です。受講した人は「認知症サポーター」となり、認知症の人や家族を温かく見守る応援者の「目印」として、「認知症サポーターカード」（令和2年度までは「オレンジリング」）が渡されます。開催については、広報やホームページでお知らせします。

対象となる方 認知症の人の家族や、認知症について学びたい方（市内に在住、在勤、在学の方）
※ご希望する団体などには、出張開催もします。



●介護保険によるサービス●

●介護予防サービス

利用できる方 要介護認定により、「**要支援1**」または「**要支援2**」の認定を受けた方。

サービス種類 予防小規模多機能型居宅介護、予防短期入所生活介護（ショートステイ）、予防訪問入浴、予防訪問看護、予防通所リハビリテーション（デイケア）、福祉用具の購入・貸与、住宅改修 など

●介護予防・生活支援サービス

利用できる方 要介護認定により、「**要支援1**」または「**要支援2**」の認定を受けた方。また、認定にならなかった場合でも、生活機能の低下がみられ、基本チェックリスト（※）の実施によりサービスの対象となる場合があります。

サービス種類 訪問サービス（ホームヘルプサービス）、通所サービス（デイサービス）

（※）基本チェックリスト…運動、口腔、認知などの生活機能の低下について審査します。

●在宅介護サービス

利用できる方 要介護認定により、「**要介護1**」～「**要介護5**」の認定を受けた方。

サービス種類 訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護（ショートステイ）、訪問入浴、訪問看護、通所リハビリテーション（デイケア）、福祉用具の購入・貸与、住宅改修など

●施設サービス

利用できる方 要介護認定により、「**要介護1**」～「**要介護5**」の認定を受けた方。

対象施設 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム※原則要介護3以上の認定を受けた方）
介護老人保健施設、介護医療院

●一般介護予防事業●

●介護予防把握事業

成田市薬剤師会に委託し、「かかりつけ薬局による生活機能低下者早期発見事業」を実施しています。当該事業は、運動・口腔・認知機能等の低下が疑われる高齢者に対し、市民に身近な薬局で「基本チェックリスト」を実施し、支援が必要な方を薬局から地域包括支援センターに連絡し、総合事業等の利用につなげるものです。

●介護予防普及啓発事業

65歳以上の方が利用できる介護予防のためのサービスです。

★人生カッコよくプロジェクト

認知症に注力した総合的なプログラムを実施。運動などのトレーニングのほか、美術、タブレットなども活用します。

●地域介護予防活動支援事業

★なりたいいきいき百歳体操

お住まいの地区の会場に数回体操の指導に伺い、簡単にできる筋力アップの体操を行います。

★シニア健康カレッジ

正しい筋力トレーニング方法を学びロコモ（運動器症候群）予防につなげます。

★うんどう教室

公園に設置されている健康遊具を活用した簡単な運動方法を学びます。

★あおぞら会 ※要介護認定者を除く

地域の公民館などを会場に、月1回、ボランティアが中心となり季節の行事や交流会を行います。



介護保険課

Tel 0476-20-1545

施設入所を考えている方は

※要介護認定を受けている高齢者のための施設については、「成田市 介護保険ガイド」を参照してください。
(介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院)

●サービス付高齢者住宅●

「高齢者住まい法」の改正により創設された、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービス(安否確認や生活相談)を提供するバリアフリー構造の賃貸住宅です。県に登録されており、施設一覧は千葉県ホームページから確認できます。

料金に関しては、各施設へお問い合わせください。

●有料老人ホーム●

自宅での生活に不安を覚える方が、個人的な契約により入所することができる高齢者向け住居です。老人福祉施設では無いため、各種費用は入居者が全額負担します。

施設によって、入居費用や月々の費用が設定されており、介護が必要になった場合は、介護保険によるサービスを受けることができる施設もあります。県に登録されており、施設一覧は千葉県ホームページから確認できます。

施設の料金等については、各施設にお問合せください。

●養護老人ホーム●

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることができず、自宅で生活することが困難な方が市の措置により入所することができる施設です。

入所者本人の収入に応じた利用料と、扶養義務者の費用負担があります。

高齢者福祉課

TEL 0476-20-1537

●軽費老人ホーム(ケアハウス)●

60歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由により自宅で生活することが困難な方が入所できます。

利用者と施設との契約になり、希望する施設に直接申し込みをします。入所者本人の収入に応じた利用料と、食事代、光熱費等が別途必要です。

近隣の施設

サンエンゼルコート(成田市)

TEL 0476-36-2811

よしきり(印西市)

TEL 0476-98-0281

●高齢者生活支援ハウス●

60歳以上で、独立して生活することに不安のある方や家族による援助を受けることが困難な方が入所できます。

入所者本人の収入に応じた利用料と、食事代、光熱費等が別途必要です。

利用施設

ヴォーネン本埜(印西市)

高齢者福祉課

TEL 0476-20-1537



地域包括支

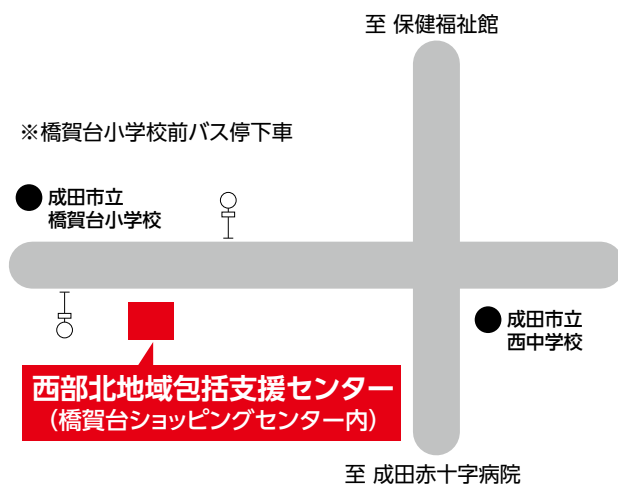
成田市では、
地域にお住いの高齢者の方、
高齢者を介護する方などの
身近な相談機関として
地域包括支援センターを
設置しております。



成田市西部北地域包括支援センター

(担当:ニュータウン・はなのき台地域) 成田市橋賀台1丁目16番地3

TEL 0476-29-5005



成田市西部北地域包括支援センター(押畑支所)

(担当:八生・豊住地域) 成田市押畑896番地4

TEL 0476-20-3655



成田市南部地域包括支援センター

(担当:遠山地域) 成田市本三里塚226番地1

TEL 0476-35-6081

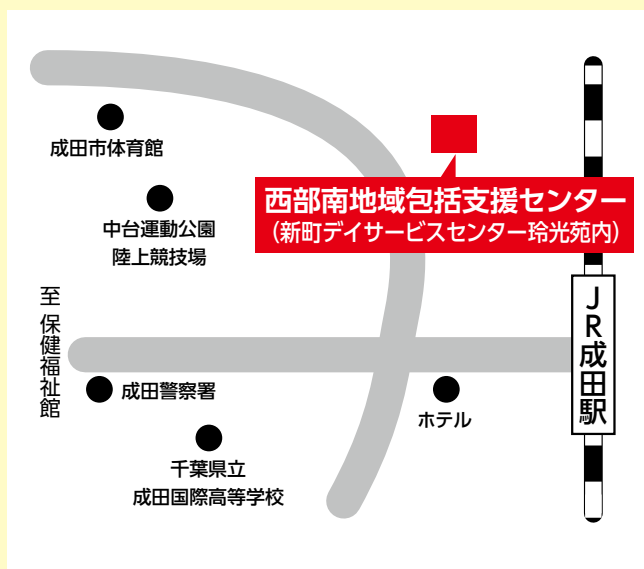


援センター

成田市西部南地域包括支援センター

(担当:成田・中郷地域) 成田市新町1037番地63

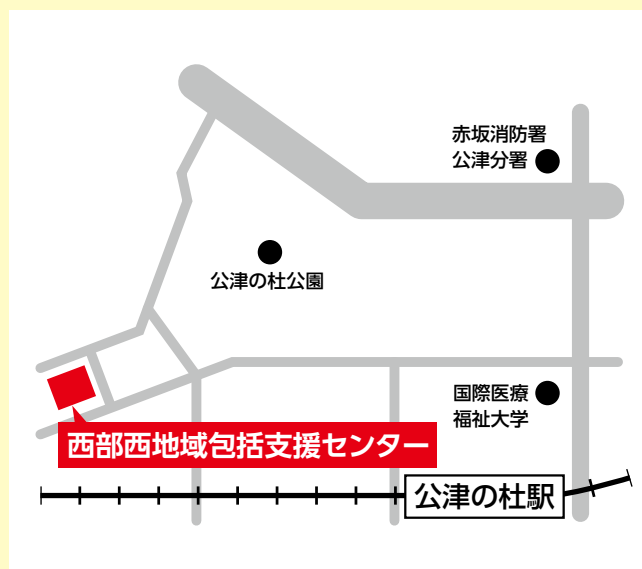
TEL 0476-23-7151



成田市西部西地域包括支援センター

(担当:はなのき台を除く公津地域) 成田市公津の杜6丁目5番地16

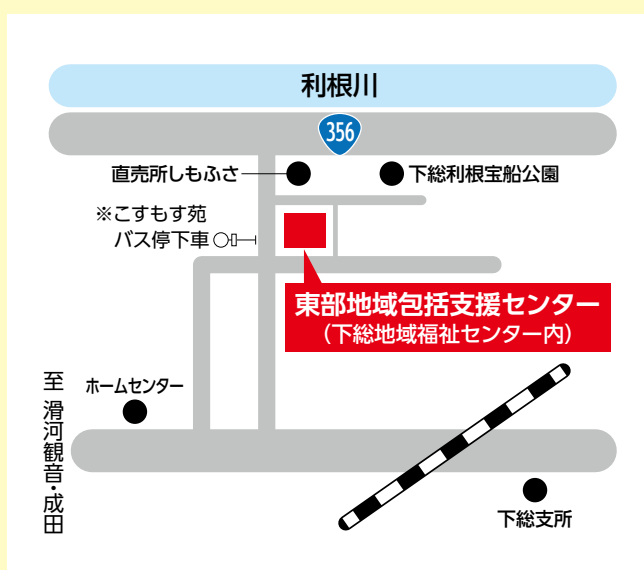
TEL 0476-36-4981



成田市東部地域包括支援センター

(担当:下総・久住地域) 成田市猿山1600番地

TEL 0476-80-7007



成田市東部地域包括支援センター(大栄支所)

(担当:大栄地域) 成田市松子413番地1 大栄支所1階

TEL 0476-94-5664



相談窓口一覧

高齢者福祉全般について

- ・ 高齢者福祉課 Tel0476-20-1537
- ・ 介護保険課 Tel0476-20-1545
- ・ 成田市西部南地域包括支援センター
(担当：成田・中郷地域) Tel0476-23-7151
- ・ 成田市西部北地域包括支援センター
(担当：ニュータウン・はなのき台地域) Tel0476-29-5005
- ・ 成田市西部北地域包括支援センター押畑支所
(担当：八生・豊住地域) Tel0476-20-3655
- ・ 成田市南部地域包括支援センター
(担当：遠山地域) Tel0476-35-6081
- ・ 成田市東部地域包括支援センター
(担当：下総・久住地域) Tel0476-80-7007
- ・ 成田市東部地域包括支援センター大栄支所
(担当：大栄地域) Tel0476-94-5664
- ・ 成田市西部西地域包括支援センター
(担当：はなのき台を除く公津地域) Tel0476-36-4981

※地域包括支援センターは、お住まいの地域ごとに設置されています。来所や訪問での相談もできます。

介護保険・要介護認定について

- ・ 介護保険課 Tel0476-20-1545

後期高齢者医療制度について

- ・ 保険年金課 Tel0476-20-1547

年金について

- ・ 保険年金課 Tel0476-20-1547
- ・ ねんきんダイヤル Tel0570-05-1165
Tel03-6700-1165

住民健康診断・保健について

- ・ 健康増進課 Tel0476-27-1111
特定健康診査について
- ・ 保険年金課 Tel0476-20-1526
後期高齢者健康診査について
- ・ 保険年金課 Tel0476-20-1547

税金について

- 市税の納付について
- ・ 納税課 Tel0476-20-1519
- 市税の課税内容について
- ・ 市民税課 Tel0476-20-1513
- 所得税・相続税など国の税金について
- ・ 成田税務署 Tel0476-28-5151

生きがいのための就労や生活関連業務

庭木のせん定や草取り、簡単な大工仕事などの依頼

- ・ 成田市シルバー人材センター
Tel0476-36-6161

ボランティアについて

- ・ 成田市社会福祉協議会ボランティアセンター
Tel0476-27-8010

認知症について

- ・ ちば認知症相談コールセンター
Tel043-238-7731

◆県内のプッシュ回線の固定電話からの場合
局番なしの#7100

電話相談日：月・火・木・土 10:00～16:00
面接相談日：金（予約制） 10:00～16:00

日常生活自立支援について

- ・ 千葉県後見支援センター Tel043-204-6012

心配ごと相談について

- ・ 成田市社会福祉協議会 Tel0476-27-7755

暮らしと仕事の相談について

- ・ 暮らしサポート成田 Tel0476-20-3399

就労の相談について

- ・ ハローワーク成田駅前庁舎 Tel0476-89-1700

成年後見制度について

- 法定後見制度の相談・申立
- ・ 千葉家庭裁判所 佐倉支部 Tel043-484-1243
- 任意後見制度の相談・問合せ
- ・ 成田公証役場 Tel0476-22-1035